

苫小牧市地域密着型サービス等
集団指導資料

平成31年3月版
(令和2年8月改正)
(福祉部介護福祉課作成)

－ 目 次 －

<u>I 地域密着型サービス等について</u>	<u>p. 2</u>
<u>II 地域密着型サービス等の基準関係</u>	<u>p. 5</u>
<u>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>	<u>p. 5</u>
<u>(2) 地域密着型通所介護</u>	<u>p. 8</u>
<u>(3) 認知症対応型通所介護</u>	<u>p. 12</u>
<u>(4) 小規模多機能型居宅介護</u>	<u>p. 15</u>
<u>(5) 認知症対応型共同生活介護</u>	<u>p. 18</u>
<u>(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護</u>	<u>p. 20</u>
<u>(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</u>	<u>p. 22</u>
<u>(8) 居宅介護支援</u>	<u>p. 24</u>
<u>(9) 介護予防支援</u>	<u>p. 25</u>
<u>III 各サービス留意事項等</u>	<u>p. 27</u>

I 地域密着型サービス等について

(1) 市町村が所管する介護サービスの種類

市町村が所管するサービスは、大きく分類すると地域密着型（介護予防）サービス（以下「地域密着型サービス」という。）とその他のサービスに分かれ、その内容は以下のとおりです。

【地域密着型サービス】

- ①★ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③★ 地域密着型通所介護
- ④★ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ⑤★ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ⑥★ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ⑦★ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑧★ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

【その他のサービス】

- ⑩★ 居宅介護支援
- ⑪★ 介護予防支援
- ⑫★ 介護予防・日常生活支援総合事業

※ ★が付いているサービスは、現在苫小牧市で指定しているサービス

(2) 介護サービスの所管や対象者

介護サービスについては、市町村又は北海道が指定・管理するサービスに分かれています。また、サービスごとに利用対象者も異なっています。

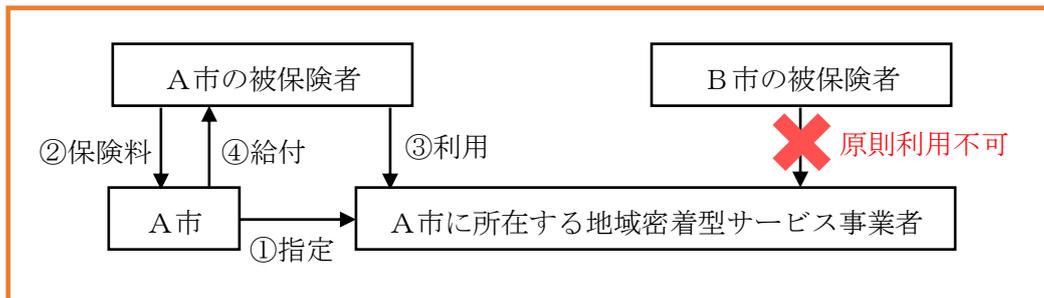
市町村が指定・監督	北海道が指定・監督	利用対象者
・地域密着型サービス ・居宅介護支援 (委託を受けた場合は要支援者も対象)	・居宅サービス ・施設サービス	要介護者
・地域密着型介護予防サービス ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・介護予防支援	・介護予防サービス	要支援者

(3) 地域密着型サービスの利用

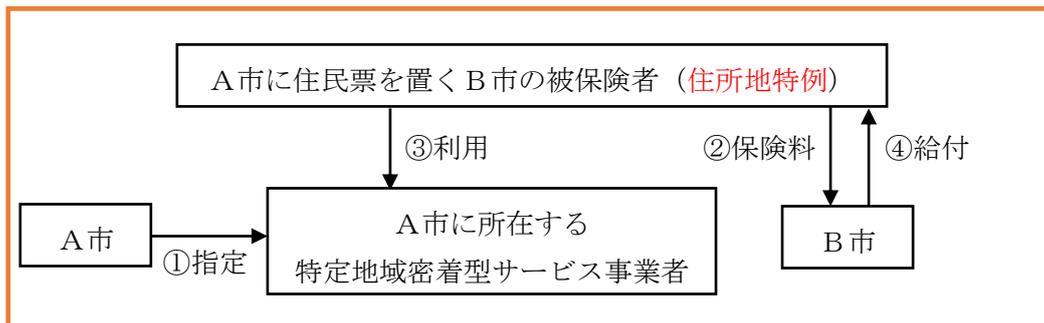
地域密着型サービスの利用にあたっては、以下の制限があります。

- ① 原則として、その市町村の被保険者のみがサービスを利用することができる。(例1参照)
- ② 事業所の所在市町村の同意があれば、他市町村が当該事業所を指定し、当該他市町村の被保険者もサービスを利用することができる。
- ③ 住所地特例適用要介護被保険者は、住所地の特定地域密着型サービスを利用可能。(例2参照)

例1 地域密着型サービスの利用可否



例2 住所地特例による地域密着型サービス利用の例



※ 特定地域密着型サービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除いた地域密着型サービス

(4) 地域密着型サービス等の指定 (更新) について

地域密着型サービス等の指定 (更新) は、申請に基づき市町村長がサービスの種類と事業所ごとに行い、**指定有効期間は6年**と定められています。また、その申請内容に関しては「地域密着型サービス運営委員会」において協議・決定されます。(ただし、**居宅介護支援**及び**介護予防・日常生活支援総合事業**に関しては対象外)

地域密着型サービス運営委員会とは、地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的とし、その委員は、被保険者・利用者・事業者・学識経験者等から構成されており、苫小牧市においては、「地域包括支援センター運営委員会」がこの役割を兼ねています。

※ 地域包括支援センター運営委員会については、随時開始されるものではなく、毎年計画された時期に開催されるものであるため、地域密着型サービスの指定（更新）を行う場合は、事前に苫小牧市に対して開催スケジュールの確認が必要となりますので注意してください。

(5) 地域密着型サービスの指定の拒否、取消し又は効力の停止について

介護保険法の規定により、以下の事例に該当する場合、市町村は指定申請の拒否や指定の取消し、効力の停止をすることが認められています。

① 指定申請を拒否する事例

【指定をしてはならないケース】

- ・申請者が市町村の条例で定める者（苫小牧市の場合は「法人」）ではない。
- ・人員、設備、運営に関する基準を満たしていないと判断できる。
- ・事業所が市町村の区域外にあり、その所在地の市町村の同意を得ていない。
- ・申請者が禁錮等の刑を受け、その執行が終わっていない。
- ・申請者が保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している。
- ・申請者が指定取消処分等を受け、5年を経過していない。
- ・申請者が5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者である。
- ・役員等が上記のいずれかに該当する。

【指定をしないことができるケース】

- ・役員等のうち、指定取消処分等を受けた法人等の、処分通知日前60日以内の役員等であり、指定取消処分等の日から5年を経過していない。
- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、市町村の定める計画の達成に支障を生ずる。

② 指定を取消す又は効力を停止する事例

- ・指定申請を拒否する事例に該当する。
- ・指定時に市町村長から付された条件に違反する。
- ・介護保険法第78条の4第8項の義務規定に違反している。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が認定調査の委託を受け、その結果について虚偽の報告をしている。
- ・介護報酬の請求に関して不正をしている。
- ・市町村長からの報告・帳簿書類の提出・提示命令に従わない、又は虚偽の報告をする。
- ・市町村長から求められた出頭に応じず、質問に答弁しない。
- ・不正の手段により指定を受けている。
- ・介護保険法、その他国民の保険医療・福祉に関する所定の法律やその命令・処分に違反している。
- ・その他、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしている。

(介護保険法第78条の4第8項)

事業者は要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実に職務を遂行しなければならない。

II 地域密着型サービス等の基準関係

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者ができるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、定期的な巡回又は随時通報により訪問介護員等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応等を行い、安心して生活を送ることができるよう支援し、心身機能の維持回復を目指すサービスです。

【サービスの特徴】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、①定期巡回サービス、②随時対応サービス及び随時訪問サービス、③訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて利用者にとって必要なサービスを必要なタイミングで提供し、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するものである。

① 定期巡回サービスの「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定し、訪問回数・時間については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき利用者合意の下に決定する。

② 随時対応サービスについては利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応する。

随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回に組み替える。また、随時訪問サービスは通報があつてから概ね30分以内に駆けつける体制が必要である。

同時に複数の利用者に対して随時訪問サービスの必要性が生じた場合の対応方法を事前に定めておく。

③ 訪問看護は医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての利用者が対象となるものではない。

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、常勤専従の者を配置する。 当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下のいずれかに該当する他の職務を兼ねることができる。 <ol style="list-style-type: none"> 当該事業所の他の職務 同一の事業所において一体的に運営されている指定訪問介護、指定訪問看護、指定夜間対応型訪問介護の職務 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある事業所、施設等の管理者又は従事者としての職務（事業所、施設等の種別は問わないが、入所者に対してサービス提供を行う看護・介護職員等との兼務については、基本的に管理業務に支障があると判断する。）
オペレーター	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供時間帯を通じて1以上を配置する。（事業所に常駐する必要はなく、巡回しながらの通報対応も可能） オペレーターは看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員でなければならない。ただし、他のオペレーターや当該事業所の看護師等と緊密な連携を行い、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2

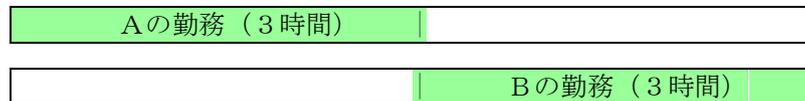
	<p>級修了者については3年以上) <u>従事した者</u>を充てる事が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>専従</u>の者を配置する。 ただし、<u>利用者の処遇に支障がない</u>場合は、定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所並びに指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 また、同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等があり、当該施設の入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の職員をオペレーターとして充てる事ができる。 <p>【対象施設等】 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターが利用者の居宅においてサービスの提供を行っている場合でも、<u>利用者からの通報を受けることができる体制を確保</u>している場合は、<u>当該時間帯におけるオペレーターの配置要件を併せて満たしている</u>と判断する。 ・オペレーターのうち、1名以上は<u>常勤の看護師、准看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員</u>でなければならない。 ただし、定期巡回サービス及び訪問看護サービス並びに同一敷地内の指定訪問介護事業所等の職務については、オペレーターと<u>同時並行的に行われることが差し支えない</u>ことから、これらの職務に従事していた場合も、<u>常勤</u>として取り扱う。 ・同一敷地内の施設等の職員がオペレーターの業務に従事する場合、<u>その勤務時間を当該施設の勤務時間として算定することができる</u>。 ただし、当該職員が定期巡回サービス、随時訪問サービス又は訪問看護サービスに従事する場合、<u>定期巡回サービス等の勤務時間を当該施設の勤務時間として算定することはできない</u>。 ・オペレーターは随時訪問サービスを行う訪問介護員等として従事することができる。
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度等を勘案し、適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間帯を通じて、随時訪問サービスを提供に当たる訪問介護員等が<u>1以上</u>確保されるために必要な数以上を配置する。 なお、<u>オペレーター、定期巡回サービス、訪問看護サービス及び同一敷地内の指定訪問介護事業所等の職務</u>にも従事することができる。
訪問看護サービスを行う看護師等	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師又は准看護師（看護職員）を、常勤換算方法で2.5以上を配置する。 ・看護職員の、<u>1人以上は常勤</u>とする。 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、サービス提供の実績に応じた適当数配置する。 ・<u>オペレーターやアセスメントのための訪問を行う場合</u>、その勤務時間を看護職員の勤務時間として算定することができる。<u>(常勤換算に含まれる)</u> ・<u>訪問介護員等として定期巡回サービス等に従事する場合</u>、その勤務時間を看護職員の勤務時間として算定することはできない。<u>(常勤換算に含まれない)</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ・常に配置する必要はないが、看護職員のうち、1人以上の者と常時連絡がとれる体制を確保すること。
計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・②～④の従業者のうち、看護師、准看護師、医師、保健師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上を選任すること。
設備基準等	要件等
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な広さの専用区画、サービス提供に必要な設備・備品を備える。 ・利用者が円滑に通報し迅速な対応が受けられるよう、事業所ごとに利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器等、随時適切に通報を受けられる通信設備等を備える。 ・利用者が援助を必要とする時に適切にオペレーターに通報できるケアコール端末を配布する。(随時の通報を適切にできる場合は、利用者の家庭用電話や携帯電話等でも可)

・パターン②

生活相談員が2人で、生活相談員Aが9時から12時まで勤務、Bが12時から15時まで勤務した場合

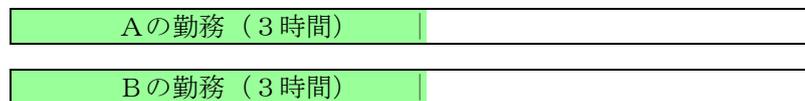
⇒ 生活相談員がサービス提供時間帯を通じて配置されているため、人員基準を満たしている。



・パターン③

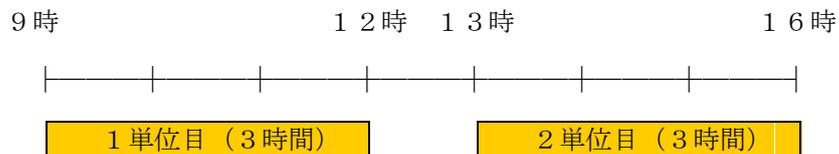
生活相談員が2人で、生活相談員AとBが9時から12時まで勤務した場合

⇒ 生活相談員の勤務延時間数が、サービス提供時間と同じだけ確保されているため、人員基準を満たしている。



【例2】

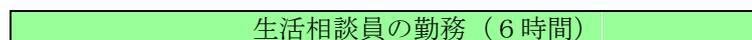
1日2単位（午前3時間、午後3時間）の場合、サービス提供時間は合計6時間となる。



・パターン①

生活相談員が1人で、9時から16時まで勤務した場合

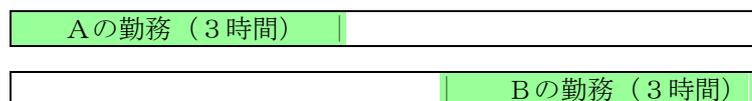
⇒ 生活相談員がサービス提供時間帯を通じて配置されているため、人員基準を満たしている。



・パターン②

生活相談員が2人で、生活相談員Aが9時から12時まで勤務、Bが13時から15時まで勤務した場合

⇒ 生活相談員がサービス提供時間帯を通じて配置されているため、人員基準を満たしている。



	<ul style="list-style-type: none"> ・パターン③ 生活相談員が2人で、生活相談員AとBが9時から12時まで勤務した場合 ⇒ 生活相談員の勤務延時間数が、<u>サービス提供時間と同じだけ確保されている</u>ため、人員基準を満たしている。 <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 2px; margin: 5px 0;">Aの勤務（3時間）</div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 2px; margin: 5px 0;">Aの勤務（3時間）</div>
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>サービスの提供日ごと、提供単位ごとに専従</u>の看護職員（看護師又は准看護師の資格を有する者）が<u>1以上</u>確保されるために必要と認められる数を配置する。 <p>※全てのサービス提供日、提供単位ごとに配置が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>提供時間を通じて専従する必要はない</u>。 ただし、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図れるようにすること。 ・<u>病院等との連携</u>により、看護職員が当該事業所の<u>営業日ごと</u>に利用者の健康状態の確認を行い、提供時間を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合は、看護職員が確保されているものとする。
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>提供単位ごとに、サービス提供時間帯に勤務する介護職員の勤務延時間数を、当該単位のサービス提供時間数で除して得た数が、以下の利用定員の区分に応じた数以上確保されるために必要と認められる数を配置する。</u> <p>①利用者数が15人以下 <u>1以上</u></p> <p>②利用者数が16人以上 <u>(利用者数-15) ÷ 5 + 1 以上</u></p>
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1以上</u>（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又ははり師・きゅう師の資格を有する者）を配置する。 <p>※はり師・きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で<u>6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有した者</u>に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤非常勤は問わず、サービス提供日ごとに配置されていなくても良い。
<p>【利用定員が10人以下の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員及び介護職員の人数について、上記基準にかかわらず、看護職員と介護職員の合計勤務延時間数が、常勤換算で1以上確保されていれば良い。 <p>【常勤職員の配置について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活相談員、看護職員又は介護職員の内、<u>1人以上は常勤</u>であること。 	

(3) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護とは、認知症の利用者が、可能な限り居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、必要な日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

【サービスの特徴】

認知症対応型通所介護は、対象者を認知症の者に限定し、認知症の特性に配慮したサービスであるため、一般の通所介護と一体的な形では実施できない。また、認知症対応型通所介護には、①単独型、②併設型、③共用型の3つの区分が存在する。

①単独型

社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、その他の社会福祉施設、特定施設）に併設されていない事業所で行われる。

②併設型

社会福祉施設等の併設事業所で行なわれる。

③共用型

認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設の食堂又は共同生活室で、これらの事業所・施設の利用者等とともに行われる。

なお、共用型サービスについては、居宅サービス事業等について3年以上の実績が必要となる。

【単独型・併設型の人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則として、<u>常勤専従</u>の者を配置する。・<u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。<ul style="list-style-type: none">①当該事業所の他の職務②同一敷地内又は同程度の範囲にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務・適切なサービスを提供するために必要な知識・経験があり、必要な研修を修了している。
生活相談員	<ul style="list-style-type: none">・<u>サービスの提供日ごと</u>に、<u>サービス提供時間帯を通じて1以上</u>確保されるために必要と認められる数を配置する。・以下のいずれかの資格又は経験を有している。<ul style="list-style-type: none">①社会福祉主事②社会福祉士③精神保健福祉士④介護支援専門員（実務経験は問わない）⑤社会福祉施設等において1年以上の実務経験を有する介護福祉士⑥社会福祉施設等において2年以上介護計画業務又は相談援助業務に従事した経験を有する者 <p>※サービス提供時間帯とは、当該事業所における<u>サービス提供開始時刻から終了時刻まで</u>（サービスが提供されていない時間帯を除く。）を指す。</p> <p>※1日に複数の単位を実施している場合、<u>最初の単位が開始した時刻から最後の</u></p>

(4) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、居宅又はサービスの拠点への通所や短期間宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。

【サービスの特徴】

小規模多機能型居宅介護の登録者については、事業所の介護支援専門員が居宅サービス計画の作成をはじめとするケアマネジメントを担当する。

登録者は他の居宅サービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・福祉用具貸与を除いて）を受けることはできない。

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
<p>代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの経験を有している。 <ol style="list-style-type: none"> ①特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験 ②保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験 ・以下の研修を修了している。 <p style="margin-left: 20px;"><u>認知症対応型サービス事業開設者研修</u></p> <p>※下記の研修修了者については、事業所の代表者として必要な研修を修了しているとみなす。</p> <p style="margin-left: 20px;">【平成17年度に実施された研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①実践者研修 ②実践リーダー研修 ③認知症高齢者グループホーム管理者研修 <p style="margin-left: 20px;">【平成17年度以前に実施された研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①基礎課程 ②専門課程 ③認知症介護指導者養成研修 ④認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、<u>常勤専従</u>の者を配置する。 ・<u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①当該事業所の他の職務 ②併設若しくは同一敷地内又は同程度の範囲にある以下の施設等の従業者としての職務（<u>管理者は除く</u>） <ol style="list-style-type: none"> (1) 認知症対応型共同生活介護 (2) 地域密着型特定施設 (3) 地域密着型介護老人福祉施設

	<p>(4) 介護療養型医療施設 (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護 (6) 介護予防・日常性津支援総合事業（第一号介護予防支援事業を除く）</p> <p>・特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、<u>3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する。</u></p> <p>・以下の研修を修了している。</p> <p><u>認知症対応型サービス事業管理者研修</u></p>
従業者	<p>【日中時間帯における配置】</p> <p>・通いサービスの利用者が<u>3又はその端数増すごとに</u>常勤換算方法で<u>1以上</u></p> <p>・訪問サービスの提供にあたるものを常勤換算方法で<u>1以上</u></p> <p>※常勤換算については、<u>日中時間帯に当該職務に従事した職員の勤務延時間</u>に対して行う。</p> <p>【夜間及び深夜の時間帯における配置】</p> <p>・夜間及び深夜を通じて宿泊、訪問サービスの提供にあたるものを<u>1以上</u></p> <p>・宿直勤務にあたるものを1以上</p> <p>※宿泊サービスの利用者がいない場合、夜間及び深夜の訪問サービスに必要な連絡体制を整備している場合は、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができる。</p> <p>※宿直については、利用者からの連絡を受けた後、事務所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、<u>随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合は、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。</u></p> <p>・従業者のうち、<u>1以上</u>が常勤であること。</p> <p>・従業者のうち、<u>1以上</u>が<u>看護師又は准看護師の資格を有する</u>こと。</p> <p>・夜間及び深夜の時間帯については、<u>宿泊サービスを利用する利用者の生活（就寝及び起床）</u>に合わせて事業所が設定し、この時間帯を除いた時間を<u>日中時間帯</u>とする。</p>
介護支援専門員	<p>・<u>専従で1以上</u>（利用者の処遇に支障がない場合は、他の職務を兼務できる。<u>非常勤でも可</u>）</p> <p>・以下の研修を修了している。</p> <p><u>小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修</u></p>
設備基準等	要件等
設備・備品等	<p>・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室・消火設備等の非常災害に際して必要な設備・サービス提供に必要な設備と備品等を備える。</p> <p>・居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる広さである。</p>

(5) 認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対して、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行うことにより、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

【サービスの特徴】

認知症対応型共同生活介護は、事業所の計画作成担当者が作成する認知症対応型共同生活介護計画に基づき提供される（短期利用を除く利用者について指定居宅介護支援は行われぬ）。

利用者は居宅療養管理指導を除いて、他の居宅サービスを受けることはできない。

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
代表者	<ul style="list-style-type: none">・以下のいずれかの経験を有している。<ul style="list-style-type: none">①特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンター・介護老人保健施設・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員として認知症である者の介護に従事した経験②保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験・以下の研修を修了している。<p><u>認知症対応型サービス事業開設者研修</u></p> <p>※下記の研修修了者については、事業所の代表者として必要な研修を修了しているとみなす。</p> <p>【平成17年度に実施された研修】</p> <ul style="list-style-type: none">①実践者研修②実践リーダー研修③認知症高齢者グループホーム管理者研修 <p>【平成17年度以前に実施された研修】</p> <ul style="list-style-type: none">①基礎課程②専門課程③認知症介護指導者養成研修④認知症高齢者グループホーム開設予定者研修
管理者	<ul style="list-style-type: none">・原則として、共同生活住居（ユニット）ごとに、<u>常勤専従</u>の者を配置する。・<u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。<ul style="list-style-type: none">①当該事業所の他の職務（他の共同生活住居との兼務も可）②同一敷地内又は同程度の範囲にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、<u>3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> 以下の研修を修了している。 <p><u>認知症対応型サービス事業管理者研修</u></p>
従業者	<p>【日中時間帯における配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入居者の数が <u>3 又はその端数増すごと</u> に、常勤換算方法で <u>1 以上</u> <p>※常勤換算については、<u>日中時間帯に当該職務に従事した職員の勤務延時間</u> に対して行う。</p>
	<p>【夜間及び深夜の時間帯における配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤職員を 1 以上
	<ul style="list-style-type: none"> 従業者のうち、1 以上が常勤であること。 夜間及び深夜の時間帯については、<u>利用者の生活（就寝及び起床）</u> に合わせて事業所が設定し、この時間帯を除いた時間を <u>日中時間帯</u> とする。
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居ごとに、専従で 1 以上（利用者の処遇に支障がない場合は、<u>共同生活住居内における他の職務</u> を兼務できる。非常勤でも可） 必要な研修を修了している。 <p>① <u>認知症介護実践研修（実践者研修）</u> ② 基礎課程</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該事業所における計画作成担当者のうち、<u>1 以上は介護支援専門員</u> とする。 <p>※介護支援専門員ではない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員、認知症についての介護サービスの計画作成に関し実務経験を有すると認められる者を充てる。</p>
設備基準等	要件等
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> 居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備等の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活上で必要な設備と備品等を備える。 居室の床面積は 7. 4 3 m² 以上（他の居室と明確に区分すること） 居間と食堂は同一の場所としても良い。 家族との交流の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地域に立地することが望ましい。
定員	<ul style="list-style-type: none"> 共同生活住居の数は 2 以下（用地の確保が困難など、地域事情により効率的運営に必要と認められる場合は 3 とすることができる） 共同生活住居の入居定員は 5 人以上 9 人以下 居室の定員は 1 人（利用者の処遇上必要な場合は 2 人）

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護とは、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高齢者専用賃貸住宅で、入居者が要介護者と配偶者等に限られる介護専用型特定施設のうち、入居定員が29名以下のもので、要介護者である入居者に、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするサービスです。

【サービスの特徴】

介護専用型特定施設に入居できる人は、以下のとおりとなっている。

- ①入居の際に要介護者であったが、現在は要介護者でない人
- ②入居者である要介護者及び①に該当する人の3親等以内の親族
- ③特別な事情により入居者である要介護者と同居させることが必要と市町村長が認めた人

地域密着型特定施設入居者生活介護は、事業所の介護支援専門員が作成する地域密着型特定施設サービス計画に基づき提供される。(利用者について指定居宅介護支援は行われない。)

利用者は居宅療養管理指導を除いて、他の居宅サービスを受けることはできない(サービス提供に必要な場合は、事業者の負担により提供する)。

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>常勤専従</u>の者を配置する。・ <u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。<ol style="list-style-type: none">①当該事業所の他の職務②同一敷地内又は同程度の範囲にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務
生活相談員	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1以上</u>を配置する。・ 生活相談員のうち、<u>1以上</u>は<u>常勤</u>であること。
看護職員 介護職員	<ul style="list-style-type: none">・ 看護職員と介護職員の合計数は、利用者の数が<u>3又はその端数増すごと</u>に、常勤換算方法で<u>1以上</u>を配置する。・ 看護職員の数、常勤換算方法で<u>1以上</u>を配置する。・ <u>常に1以上</u>の介護職員が確保されていること。・ 看護職員及び介護職員のうち、<u>それぞれ1以上</u>は常勤であること。
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none">・ 以下の資格を有する者を<u>1以上</u>配置する。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又ははり師・きゅう師の資格を有する者

	<p>※はり師・きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で<u>6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有した者</u>に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所における他の職務に従事することが可能。
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専従</u>の介護支援専門員を<u>1以上</u>配置する。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することが可能。
設備基準等	要件等
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物（一定の要件を満たす木造平屋建てでも認められることがある。） ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。 ・一時介護室、浴室、便所、食堂、機能訓練室を有する（他に利用者を一時的に移して介護を行う室が確保されている場合は一時介護室を、他に機能訓練を行う場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室、食堂を利用できる場合にあっては浴室、食堂を設けないことができる）。 ・介護居室について以下の基準を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ①定員1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人でも可） ②プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有する。 ③地階に設けない。 ④出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設けられている。 ・一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有している。 ・浴室は、身体の不自由な人が入浴するのに適している。 ・便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える。 ・食堂及び機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している。 ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有する。
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・29人以下

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設とは、定員29名以下の特別養護老人ホームで、入所者の意思と人格を尊重しながら、家庭的な雰囲気と地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設等の保健医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるサービスです。

【サービスの特徴】

サービスは地域密着型サービス計画に基づき、在宅生活への復帰を念頭におき、入浴、排せつ、食事等の介護、相談と援助、社会生活上の便宜の供与などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理と療養上の世話を行い、入所者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

施設の形態としては、①単独小規模の介護老人福祉施設、②本体施設のあるサテライト型居住施設、③通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所等と併設された小規模の介護老人福祉施設、④本体施設とサテライト型居住施設と併設事業所を組み合わせたもの（②と③の組み合わせ）が考えられる。サテライト型居住施設とは、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営される地域密着型介護老人福祉施設をいう

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>常勤専従</u>の者を配置する。・ <u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。<ul style="list-style-type: none">①当該事業所の他の職務②同一敷地内又は同程度の範囲にある他の事業所等の管理者又は従業者としての職務
医師	<ul style="list-style-type: none">・ 健康管理、療養上の指導を行うために必要な数を配置する。
生活相談員	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1以上</u>を配置する。・ 生活相談員のうち、<u>1以上</u>は<u>常勤</u>であること。
看護職員 介護職員	<ul style="list-style-type: none">・ 看護職員と介護職員の合計数は、利用者の数が<u>3又はその端数増すごと</u>に、常勤換算方法で<u>1以上</u>を配置する。・ 看護職員の数は、常勤換算方法で<u>1以上</u>を配置する。・ <u>常に1以上</u>の介護職員が確保されていること。・ 看護職員及び介護職員のうち、<u>それぞれ1以上</u>は常勤であること。
栄養士	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1以上</u>を配置する。
機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none">・ 以下の資格を有する者を<u>1以上</u>配置する。 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又ははり師・きゅう師の資格を有する者

	<p>※はり師・きゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で<u>6か月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有した者</u>に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業所における他の職務に従事することが可能。
介護支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>専従</u>の介護支援専門員を<u>1以上</u>配置する。 ・利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所における他の職務に従事することが可能。
設備基準等	要件等
設備・備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物又は準耐火建築物（一定の要件を満たす木造平屋建てでも認められることがある。） ・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける。 ・一時介護室、浴室、便所、食堂、機能訓練室を有する（他に利用者を一時的に移して介護を行う室が確保されている場合は一時介護室を、他に機能訓練を行う場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室、食堂を利用できる場合にあっては浴室、食堂を設けないことができる）。 ・介護居室について以下の基準を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ①定員1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2人でも可） ②プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さを有する。 ③地階に設けない。 ④出入口は避難上有効な空き地、廊下、広間に直接面して設けられている。 ・一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有している。 ・浴室は、身体の不自由な人が入浴するのに適している。 ・便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える。 ・食堂及び機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有している。 ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有する。
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・29人以下

(8) 介護予防支援

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>常勤専従</u>の者を配置する。・ <u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下の<u>いずれか</u>に該当する他の職務を兼ねることができる。<ul style="list-style-type: none">①当該事業所の他の職務②当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務
従業者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>1以上</u>を配置する。・ 以下のいずれかの要件を満たす。<ul style="list-style-type: none">①保健師②介護支援専門員③社会福祉士④経験のある看護師⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事・ 当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職員等と兼務することができる。

(9) 居宅介護支援

【人員・設備基準等】

人員基準	要件等
管理者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>常勤専従</u>の者を配置する。・ <u>主任介護支援専門員</u>であること。 ※みなし措置として、 <u>平成33年3月31日まで</u> の間は、介護支援専門員を管理者とすることができる。 <ul style="list-style-type: none">・ <u>当該事業所の管理業務に支障がない</u>場合は、以下に該当する他の職務を兼ねることができる。<ul style="list-style-type: none">①当該事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合②同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合
従業者	<ul style="list-style-type: none">・ <u>常勤</u>である介護支援専門員を <u>1以上</u>配置する。・ 利用者の数が <u>3.5 又はその端数を増すごと</u>に、常勤換算方法で <u>1以上</u>を配置する。

【利用者数及び職員数について】

- ・ 利用者数及び職員数については、月末時点の人数又は在籍者を基準とする。

※ただし、利用者が 月途中で転出した場合については利用者数に含めることができる。

- ・ 常勤換算について、末日時点で在籍する職員を対象とするため、月途中での職員変動については、以下のとおり取り扱う。

月途中の退職： 常勤換算0として扱う。

月途中の採用： 雇用の形態を常勤とした場合は1、非常勤の場合は当該月の勤務延時間を算定する。

【取扱件数と標準担当件数について】

- ・ 取扱件数については、居宅介護支援の利用者（要介護）と介護予防支援から委託を受けた利用者（要支援）の2分の1を合わせた数となります。このとき、取扱件数が40件以上となった場合は逓減制の対象となりますが、逓減制の計算を行う場合、最初に介護予防支援の利用者を先に並べ、次に契約日順かつ報酬単価の高い順に居宅介護支援の利用者を並べていき、40件目以降に対して適用します。

- ・ 標準担当件数は35件以内が望ましいことから人員基準上の目安としますが、取扱件数が36件以上となった時点で直ちに基準違反となるものではありません。ただし、実地指導等において、取扱件数に対して適切な対応が行われていないと判断した場合は是正を求めることがあります。

なお、人員基準上は標準担当件数に合わせた配置が望ましいとされることから、適切な配置がなされるよう努めてください。

【介護予防支援事業所から委託を受ける場合】

- ・運営規程等の内容を対応させる必要がありますので、必要な項目を適宜記載してください。（介護予防支援の委託により要支援者の取り扱いがあることをわかるように記載する。）

【特定事業所集中減算について】

- ・審査シートについて、年2回（9月、3月）の点検を行い、80%以上に該当する場合は、苫小牧市に対して届け出を行ってください。（80%以下の場合は提出不要）

※実地指導等において、別途点検を行うため、必ず事業所に審査シート及び積算根拠の資料を保管してください。

【特定事業所加算について】

- ・職員が月途中で退職した場合の算定について、末日時点で在籍している職員を基準として算定要件を満たさなくなった場合、当該月における算定は不可となります。

- ・加算Ⅳの算定について、以下の条件を満たした場合、算定可能となります。

①前々年度の3月から前年度の2月までの間（12か月間）において、以下のいずれも満たす。

- i 退院・退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が35回以上
- ii ターミナルケア加算を5回以上算定している場合に可能となる。

②当該月において特定事業所加算Ⅰ～Ⅲのいずれかが算定されている。

Ⅲ 各サービス留意事項等

(1) 常勤・非常勤の考え方

介護保険法における常勤・非常勤とは、雇用形態における正規職員・非正規職員とは異なります。

ここでいう常勤とは、事業所において常勤職員が1か月間に勤務すべき時間数を満たしている者のことを指し、これ以外の者を非常勤と定義します。そのため基本的な考え方としては、ある月では常勤職員の勤務すべき時間数を満たしているが、別の月では常勤職員が勤務すべき時間数を満たしていないといった事例が発生した場合、その職員はそれぞれの月で常勤、あるいは非常勤として位置づけられることとなります。

(例)

常勤職員の1日勤務時間が8時間、ある月の勤務日数が20日とした場合

$$\underline{8時間 \times 20日 = 160時間/月 (常勤職員の勤務すべき時間数)}$$

⇒ ある月においては、160時間以上の配置がされている職員を常勤として取り扱う。

【ちょっと複雑な話】

前述の常勤・非常勤における基本的な考え方を念頭に置きつつ、実際の雇用と照らし合わせる場合、雇用形態が一般的なフルタイム（おおよそ1日8時間、週5日（40時間）勤務等）に位置付けられる職員について、休暇等を取った月は非常勤として位置づけられるのかという疑問が生じるかと思いますが、雇用の段階等であらかじめ常勤として位置づけられた職員がその月に取得している休暇等が1か月に満たない場合については常勤として扱います。（あくまで1か月の配置状況における区分の判断であり、休暇等を取った日の勤務延時間数に含められるわけではないので注意してください。）

そのため、前述の常勤・非常勤における基本的な考え方の適用については、毎月の勤務時間が変動するパート職員等で行うことが想定されます。

(2) 常勤換算数について

常勤換算方法とは、ある職務に従事する従業者の勤務延時間数を当該事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数で割ることで、常勤の従業者何人分になるか計算することをいいます。この計算により、事業所に配置されている当該職務に従事する従業者が常勤換算で何人いるのかを求めることができます。

(例1)

常勤職員の勤務すべき時間数を160時間/月とし、ある月の常勤換算数を求める場合

職員 勤務形態 勤務延時間数

A氏 常勤 160時間

B氏 常勤 144時間（有給16時間取得）

C氏 非常勤 120時間

D氏 非常勤 80時間

$$\underline{常勤換算数 = 常勤2名 + (120時間 + 80時間) \div 160時間 = 3.25名}$$

(例2)

常勤職員の勤務すべき時間数を8時間/日とし、ある日の常勤換算数を求める場合

職員 勤務形態 勤務時間数

A氏 常勤 8時間

B氏 常勤 4時間 (有給4時間取得)

C氏 非常勤 8時間

D氏 非常勤 4時間

常勤換算数 = 常勤1名 + (4時間 + 8時間 + 4時間) ÷ 8時間 = 3名

※ 1か月の配置状況を確認するために常勤換算方法を用いる場合、常勤職員が1か月に満たない休暇等を取得したとしても常勤1名として扱います。

ただし、日々の配置状況を確認する場合は、当日の実勤務時間数で計算するため、実際に出勤している従業者のみで計算する必要があるので注意してください。

※ 複数の職務を兼務している職員については、基本的には当該職務に従事している時間数のみを算定対象とします。ただし、基準上、他に兼務している職務の時間について算定を認められる場合があります。

(3) 人員基準上非常勤での配置を認められている職務について

介護保険法に規定される各サービスにおいては、人員基準上所定の職務を必要数配置するよう規定されていますが、中には人員の配置のみが要件となっており、非常勤での配置が認められている(勤務時間数等を規定されていない)職務があります。

これらの職務については、サービスの提供に必要な配置を行うよう定義されていますが、苫小牧市の取り扱いとして、最低でも週に1回以上の配置がない場合はサービスの提供に支障が出ていると判断しますので、配置の際は留意してください。

なお、上記を満たしている場合であっても、実地指導等においてサービスの提供に支障が出ていると判断した場合は、配置状況の是正を求めることがあります。

(例)

- ・地域密着型通所介護における「機能訓練指導員」
- ・認知症対応型共同生活介護における「計画作成担当者」 等

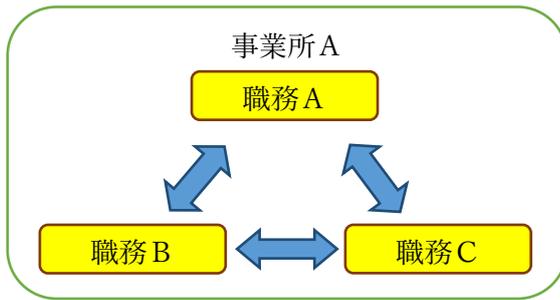
(4) 事業所内の他の職務又は他事業所の職務との兼務について

介護保険法に規定される各サービスにおいては、基本的には事業所内での職務に専従するように規定されていますが、一部の職務においては、一定の要件を満たした場合に、事業所内の他の職務又は併設事業所等における職務に従事することが認められています。

各サービスにおいて、個別の状況に応じて判断を行うことはありますが、基本的に以下のとおり兼務の可否を判断していきます。

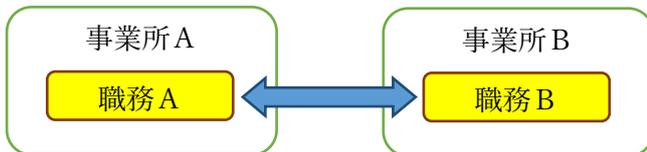
なお、兼務の条件を満たしている場合であっても、実地指導等においてサービスの提供に支障が出ていると判断される場合は、配置状況の是正を求めることがあります。

(例1) 「事業所内の他の職務」を複数兼務



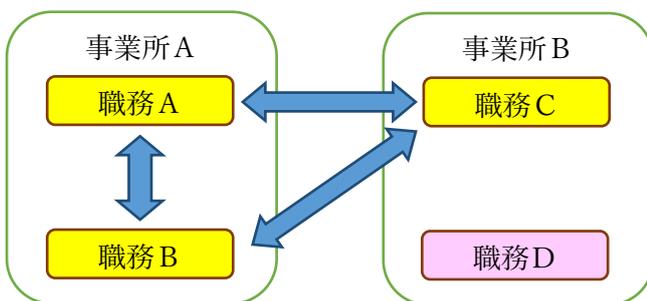
- 同一事業所内で業務に従事することで、必要に応じて速やかな対応が可能な職務を想定している。
- 人員基準上複数の職務で兼務が認められる場合のみ配置可能。
- 一定の勤務を要する職務（地域密着型通所介護における生活相談員等）については、兼務が認められない場合がある。

(例2) 「他事業所の他の職務」を兼務



- 一方の事業所で勤務していても、必要に応じて速やかな連携が可能な職務（主に各事業所の管理者）を想定している。
- 他の職務（主に介護職員等の直接処遇職員）の場合、勤務中にもう一方の事業所との速やかな連携が難しいことから、兼務としては扱わず、各事業所における非常勤専従として扱うことが多い。

(例3) 「事業所内の他の職務」と「他事業所の他の職務」を同時に複数兼務



- 基本的に兼務として認めるのは、上記の例1又は例2のいずれかで兼務する場合となり、これらを複合的に行うことは認められない。
- 兼務ができない理由については、例2における直接処遇職員が事業所間での兼務ができない理由と同様である。

また、兼務とする場合は、兼務をしようとする職務の配置要件によって、兼務の可否が分かれることがありますので、主に以下を確認しておく必要があります。

職務の配置要件		兼務の判断
常勤	専従	
○	—	常勤職員であれば兼務できる。 ただし、 <u>他事業所の職務と兼務する場合</u> 、常勤として認められないことがある。
—	○	兼務できない。 ただし、 <u>各職務の配置を非常勤専従</u> として取り扱える場合がある。
○	○	兼務できない。
—	—	兼務できる。

※ 職務によっては、上記とは異なる判断になる場合があります。

(5) 勤務体制等の点検における勤務表の作成について

各サービスの勤務体制の点検においては、原則として月ごとに職員の氏名、常勤非常勤の別、専従兼務の別、職務、当該職務に従事した時間を確認できる勤務表及びそれに類する書類の整備を必要としています。

また、併設する施設等の職務を兼務している職員がいる場合については、当該施設における役職に従事している時間も別途確認できるよう書類も併せて整備が必要です。

苫小牧市の指導においては、以下の項目が確認できることを必須としておりますので、これに留意して記録を整備してください。

【ポイント】

- ① 氏名
- ② 常勤・非常勤の別
- ③ 専従・兼務の別
- ④ 職務
- ⑤ 出勤日
- ⑥ 出勤時間及び退勤時間（シフト表記等で可）
- ⑦ 勤務時間数（兼務している場合は職務ごとの勤務時間数）

※ 兼務をしている職員については、職務ごとの勤務時間数を確認できるようにすること。

※ 人員基準については、原則として勤務体制の確保は時間外勤務（残業）を除いた状態で満たしていること。ただし、従業員の状況等により、やむを得ず時間外勤務により人員基準を満たす場合は、その内容が確認できるようにすること。

※ 既存の記録等において上記内容が確認できない場合は、苫小牧市の示す参考様式等を用いて別途作成し、毎月の記録として保管すること。

(6) 一部の職務における資格要件について

各サービスの職務においては、資格要件が設けられているものが存在しますが、これらの職務に人員を配置する際には、以下に留意してください。

【ポイント】

- ① 介護支援専門員等の有効期限が存在する資格については、更新時期を十分に確認（有効期間内に更新を行う必要がある。）し、期限切れとなる期間が発生しないようにすること。
万が一、期限切れとなった場合は、速やかに苫小牧市に対して報告を行い、代替人員の配置を行う必要があります。
- ② 指定された研修の修了が要件となっている職務の場合、研修の開催頻度を鑑み、みなし措置として当該研修の受講申し込みをもって配置を認めることがあります。基本的には、法人内等での人事に
対応することが最優先となります。
また、みなし措置で配置した人員が、当該研修の修了前に退職等でなくなった場合、みなし措置
を行った期間を遡って人員基準違反となるため、十分に注意してください。

(7) 人員基準違反の取り扱いについて

各サービスの提供にあたって、配置すべき職務が定められており、これに違反している場合は、人員基準減算や運営指導等の対象となります。

また、人員基準減算に該当しない場合であっても、配置すべき職務が適切に配置されていない場合は、違反状態（人員基準違反）に該当します。人員基準減算は運営適正化における一つの要素でしかなく、これに該当せずとも、違反状態にある場合は営業停止や指定取消といった処分を受ける可能性があります。すので、人員基準については事業所の責任において、必ず確認するようにしてください。

(8) 利用者数等の「平均」を基準とした人員の配置について

各サービスの人員基準において、配置すべき人数を利用者数の実績等に基づいた「平均」を基準とする場合があります。これを満たしていれば、一応は人員基準上の必要数を満たしていると判断されます。

しかし、「平均」のみで配置すべき人員を決定した場合、平均を超えた利用状況となった場合に、当該営業日においては適切なサービス提供のために必要な人員が配置されていない状態となります。

苫小牧市の取り扱いとしては、1か月の配置状況の目安として「平均」を基準とした人員配置について、最低限の水準として考慮はしますが、基本的には日々の利用状況に合わせた人員の配置を要求することになりますので、人員配置の際は注意してください。

(9) 従業員の休憩時間に関する取り扱い

原則として、休憩時間については職員が配置されていない扱いとなることから、当該時間帯に勤務する職員全員が休憩を取得している状態は認められません。

ただし、夜勤又は宿直業務に従事する職員については、夜間及び深夜の時間帯において休憩を取得することは差し支えありません。

(10) 指定（更新）申請及び変更届における書類削減等について

平成30年10月より、指定（更新）申請及び変更の届出において、以下の事項について不要となっていますので、届出の際にはご注意ください。

サービスの種別 書類の種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	居宅介護支援	介護予防支援
申請者又は開設者の定款、寄付行為等	×	×	×	×	×	×	×	×	×
事業所の管理者の経歴	×	×	○	○	○	×	×	○	×
役員の氏名、生年月日及び住所	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当該申請に係る事業に係る資産の状況	×	×	×	×	×	×	×	×	×

× 提出不要

○ 提出必要